第14回
定時株主総会招集ご通知

株式会社サイバーエージェント
（証券コード：4751）

CyberAgent

日時　平成23年12月16日（金曜日）午後１時

場所　セルリアンタワー東急ホテル内
地下２階ボールルーム

＊41頁の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

目　次

【会社説明会開催のご案内】

　定時株主総会終了後、引き続き株主総会会場におきまして、株主の皆様に当社へのご理解をより深めていただくため、「会社説明会」を開催いたします。お時間の許す株主様には定時株主総会とあわせてご参加賜りますようご案内申し上げます。

証券コード4751
平成23年12月1日

株　主　各　位

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番１号
株式会社サイバーエージェント
代表取締役社長CEO　　藤田　晋

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、議決権行使書用紙記載の当社議決権行使サイト（http://www.webdk.net）にアクセスし、３頁の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧の上、電磁的方法（インターネット）によりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成23年12月15日（木曜日）午後６時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1．日　　　時　平成23年12月16日（金曜日）午後１時
2．場　　　所　東京都渋谷区桜丘町26番１号
セルリアンタワー東急ホテル内　地下２階ボールルーム
(41頁の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3．目 的 事 項
報 告 事 項　1．第14期（平成22年10月１日から平成23年９月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第14期（平成22年10月１日から平成23年９月30日まで）計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　当社取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

４．招集にあたっての決定事項

（1）代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

（2）議案に対して賛否の記載がない場合

書面による議決権行使の際に議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取扱いいたします。

（3）重複行使の取扱い

議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。

またインターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

（4）議決権の不統一行使

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類」の連結注記表、及び「計算書類」の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（http://www.cyberagent.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

したがって、本招集通知に掲載しております連結計算書類及び計算書類は、監査役会又は会計監査人が、監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告の内容、連結計算書類の内容及び計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（http://www.cyberagent.co.jp）に掲載させていただきます。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトＵＲＬ】　http://www.webdk.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。(QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。)

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3．インターネットによる議決権行使は、平成23年12月15日（木曜日）午後６時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4．書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5．インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6．議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。
①　インターネットにアクセスできること。
②　パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとしてMicrosoft® Internet Explorer 6.0以上を使用することができること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧(ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
③　携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。)
(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。)

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人　　住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】　0120-186-417　（午前９時～午後９時）

〈議決権行使に関する事項以外のご照会〉　0120-176-417　（平日午前９時～午後５時）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

平成22年度の国内のインターネットビジネス市場は約12兆円まで拡大しており、平成23年度には約13兆円、平成27年度には約18兆円に達するものと見込まれております（注１）。また、平成22年のインターネット広告市場は7,747億円となり、テレビ広告に次ぐ第２の広告媒体となるまで成長しております（注２）。今後のインターネットビジネスはブログやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）など近年新しく台頭したサービスを基盤とし、急速に普及するスマートフォンの関連サービスやソーシャルゲーム事業などの分野が拡大していくものと予想され、ソーシャルゲーム市場につきましては、平成22年度には747億円、平成23年度には1,171億円まで拡大するものと予測されております（注３）。

このような環境のもと、当社グループは高収益なビジネスモデルを目指す中、注力事業であるAmebaを中心としたインターネットメディアのサービス拡充、インターネット広告代理事業による営業力強化及び生産性向上に努めるとともに、急成長が見込まれるソーシャルゲームやスマートフォン向けサービスの拡充にも取り組んでまいりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は、119,578百万円（前年同期間96,650百万円、23.7％増加）、営業利益は、14,349百万円（前年同期間9,337百万円、53.7％増加）、経常利益は、14,114百万円（前年同期間9,225百万円、53.0％増加）となりました。当期純利益は、7,323百万円（前年同期間5,493百万円、33.3％増加）となりました。

出所　（注１）㈱野村総合研究所　（注２）㈱電通　（注３）㈱矢野経済研究所

セグメント別の業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号　平成21年３月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号　平成20年３月21日）を適用しております。

文章中及びグラフの各事業のセグメントの売上高及び営業損益の対前年同期間比は、本基準等を適用した場合の金額に基づき算出しております。

① Ameba関連事業

Ameba関連事業には、Ameba、アメーバピグ、AMoAd、プーペガール等が属しております。

Amebaの平成23年９月のPV数は290億PV（前年同月169億PV、121億PV増加）となり、会員数は1,823万人(前年同月1,123万人、700万人増加）と大幅に増加しました。

当事業におきましては、アメーバピグ等の課金及び広告収入が拡大したため、売上高は20,738百万円（前年同期間10,376百万円、99.9%増加)、営業損益は5,714百万円の利益計上（前年同期間1,529百万円の利益計上、273.6%増加）となりました。

【「Ameba」PV・会員数推移グラフ】

（*）　ケータイ：簡易的にスマートフォン以外の携帯電話の端末を示しています。

② メディア関連事業

メディア関連事業には、㈱CyberX、㈱サムザップ、㈱Cygames、㈱ジークレスト等のグループ各社におけるソーシャルゲーム事業、㈱シーエー・モバイルグループを中心としたモバイル関連事業等が属しております。

当事業におきましては、ソーシャルゲーム事業の拡大等により、売上高は36,102百万円（前年同期間33,490百万円、7.8％増加）、営業損益は2,415百万円の利益計上（前年同期間2,235百万円の利益計上、8.1％増加）となりました。

③ インターネット広告代理事業

インターネット広告代理事業には、当社インターネット広告事業本部を中心とした広告代理事業やSEM（検索エンジンマーケティング）事業、スマートフォン向け広告事業等が属しております。

当事業におきましては、生産性の向上に努めながら顧客ニーズに沿った提案を行い、広告需要を着実に取り込んでまいりました。この結果、売上高は62,983百万円（前年同期間50,620百万円、24.4％増加）、営業損益は3,258百万円の利益計上（前年同期間2,116百万円の利益計上、54.0％増加）となりました。

④　FX事業

FX事業には、㈱サイバーエージェントFXにおける外国為替証拠金取引が属しております。

当事業におきましては、平成22年８月より施行されたレバレッジ規制の影響を受けたものの、口座開設数や預り資産が堅調に増加しました。この結果、売上高は7,751百万円（前年同期間7,385百万円、5.0％増加）、営業損益は3,200百万円の利益計上（前年同期間3,814百万円の利益計上、16.1％減少）となりました。

⑤　投資育成事業

投資育成事業には、当社におけるコーポレートベンチャーキャピタル事業、㈱サイバーエージェント・ベンチャーズにおけるファンド運営等が属しており、キャピタルゲインを目的とした国内及び中国、ベトナムをはじめとするアジア圏の有望なベンチャー企業の発掘・育成・価値創造等を行っております。

当事業におきましては、保有株式の売却等により、売上高は234百万円（前年同期間499百万円、53.1％減少）、営業損益は239百万円の損失計上（前年同期間358百万円の損失計上）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,329百万円で、主要なものはサーバー及びネットワーク関連機器の購入に伴うものであります。

(3) 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、以下３点を主な経営課題と認識しております。

① Ameba関連及びメディア関連事業
Amebaを中心としたメディア事業の収益性の向上
スマートフォン向けサービス・コミュニティの強化

② インターネット広告代理事業
インターネット広告代理事業の総合ネットビジネス事業への拡張

③ 技術力の強化
優秀な技術者の採用・育成

これらの経営課題を解決して事業拡大・成長し続けるために、事業拡大に応じた内部管理体制やコーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、Amebaを中心としたメディア企業としてのブランドの浸透や人材採用・育成の強化に積極的に取り組んでまいります。

(9) 財産及び損益の状況

区　　分	第　11　期 (平成20年９月期)	第　12　期 (平成21年９月期)	第　13　期 (平成22年９月期)	第　14　期 (当連結会計年度) (平成23年９月期)
売　　上　　高（百万円）	87,097	93,897	96,650	119,578
営　業　利　益（百万円）	4,629	4,483	9,337	14,349
経　常　利　益（百万円）	4,507	4,347	9,225	14,114
当 期 純 利 益（百万円）	1,030	1,268	5,493	7,323
１株当たり当期純利益（円）	1,587.04	1,955.96	8,473.75	11,281.91
総　資　産　額（百万円）	62,911	67,291	83,723	111,689
純　資　産　額（百万円）	30,146	31,579	33,464	38,677
１株当たり純資産額（円）	37,317.27	39,687.65	46,511.86	56,499.21

【損益の状況の推移グラフ】

（10）主要な事業内容（平成23年９月30日現在）

事業部門	事業内容
Ameba関連事業	Ameba、アメーバピグ、AMoAd、プーペガール等
メディア関連事業	ソーシャルゲーム事業、PC及びモバイルメディアの運営、EC事業等
インターネット広告代理事業	広告代理事業、SEM（検索エンジンマーケティング）事業 スマートフォン向け広告事業等
FX事業	外国為替証拠金取引事業
投資育成事業	コーポレートベンチャーキャピタル事業、ファンド運営等

（11）主要な拠点等（平成23年９月30日現在）

当社	本社：東京都渋谷区 大阪支社：大阪市北区
㈱シーエー・モバイル	東京都渋谷区
㈱サイバーエージェントFX	東京都渋谷区

(12) 従業員の状況 (平成23年９月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
1,981名　(616名)	304名増　(151名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び派遣社員等の臨時従業員は、( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従　業　員　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
945名　(237名)	177名増　(90名増)	29.9歳	3.6年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び派遣社員等の臨時従業員は、( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
㈱シーエー・モバイル	1,891百万円	89.5%	モバイル専門の広告、コンテンツ事業、EC事業
㈱サイバーエージェントFX	490百万円	100.0%	外国為替証拠金取引事業

（14）主要な借入先の状況（平成23年９月30日現在）

借　　入　　先	借　入　金　残　高
株式会社みずほ銀行	1,890百万円
株式会社りそな銀行	1,071百万円

（15）その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式の状況 (平成23年９月30日現在)

① 発行可能株式総数　2,607,040株
② 発行済株式の総数　652,251株
③ 株主数　25,395名
④ 大株主（上位10名）

株　主　名	持 株 数（株）	持株比率（%）
藤田　晋	155,972	23.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	41,120	6.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	38,685	5.93
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	31,841	4.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	12,360	1.89
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	11,080	1.70
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	9,199	1.41
JPMC OPPENHEIMER JASDEC LENDING ACCOUNT	9,000	1.38
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	7,900	1.21
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04	7,405	1.14

（2）新株予約権等の状況

①　当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成23年９月30日現在）

		第５回新株予約権	第６回新株予約権	第７回新株予約権
発行決議日		平成17年３月22日	平成18年４月13日	平成21年12月18日
新株予約権割当の対象者		当社及び当社子会社の取締役及び従業員	当社及び当社子会社の取締役及び従業員	当社の取締役
新株予約権の数		2,336個	5,745個	1,168個
新株予約権の目的となる株式の数		4,672株	5,745株	1,168株
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額		無償	無償	無償
権利行使時１株当たりの行使価額		207,873円	269,000円	164,000円
権利行使期間		平成18年12月19日から平成23年12月18日まで	平成19年12月19日から平成27年12月18日まで	平成24年1月5日から平成26年1月4日まで
新株予約権の行使の条件		（別記）	（別記）	（別記）
役員の保有状況	区分	取締役	取締役	取締役
	新株予約権の数	990個	1,285個	876個
	新株予約権の目的となる株式の数	1,980株	1,285株	876株
	保有者数	５名	８名	６名

（注）１．社外取締役はおりません。
　　　２．上記記載の第５回新株予約権の株式数及び行使価額につきましては、株式分割後の数値です。

（別記）新株予約権の行使の条件
　　　１．対象者が、権利行使時においても当社及び当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。
　　　２．対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。
　　　３．新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。
　　　４．新株予約権の一部を行使することができる。
　　　５．前各号の他、権利行使の条件については、当社と対象者との間で個別に締結する新株予約権付与に関する契約に定めるところによる。

②　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成23年９月30日現在）

会社における地位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤田　晋	CEO（最高経営責任者） 技術部門管轄	
取締役副社長	日高裕介	メディア事業管轄	
専務取締役	西條晋一	COO（最高執行責任者） 海外事業管轄	CyberAgent America,Inc. CEO
常務取締役	中山　豪	経営本部管轄	
常務取締役	岡本保朗	インターネット広告事業管轄	
取締役	曽山哲人	人事本部管轄	
取締役	石井洋之	インターネット広告事業管轄	
取締役	内藤貴仁	インターネット広告事業管轄	
常勤監査役	塩月燈子		
監査役	堀内雅生		㈱U-NEXT取締役管理本部長
監査役	沼田　功		ファイブアイズ・ネットワークス㈱代表取締役 SBL㈱代表取締役 ㈱イメージエポック監査役

（注）１．監査役堀内雅生氏及び監査役沼田功氏は、社外監査役であります。
２．常勤監査役である塩月燈子氏は、法律、会計及び監査に関する相当程度の知見を有しております。
３．取締役石井洋之氏及び取締役内藤貴仁氏は、平成22年12月17日開催の第13回定時株主総会において選任され就任いたしました。
４．取締役宇佐美進典氏及び取締役高村彰典氏は、平成22年10月８日付けで辞任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　　分	支　給　人　員	支　　給　　額
取　　締　　役	10名	273百万円
監　　査　　役 （うち社外監査役）	３名 （２名）	12百万円 （４百万円）
合　　　　計 （うち社外役員）	13名 （２名）	285百万円 （４百万円）

（注）１．上記取締役の支給人員及び支給額には、平成22年10月８日付けで辞任した２名を含んでおります。
２．取締役の報酬限度額は、平成15年12月15日開催の第６回定時株主総会決議において年額400百万円以内となっております。
３．監査役の報酬限度額は、平成10年３月17日開催の創立総会決議において年額30百万円以内となっております。
４．取締役の支給額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役27百万円）を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

ⅰ．他の法人等との兼任状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

監査役堀内雅生氏は、㈱U-NEXTの取締役であります。なお、当社と㈱U-NEXTとの間に広告の販売取引等があります。

監査役沼田功氏は、ファイブアイズ・ネットワークス㈱及びSBL㈱の代表取締役であります。また、㈱イメージエポックの監査役でもあります。なお、当社とファイブアイズ・ネットワークス㈱、SBL㈱及び㈱イメージエポックとの間に特別の利害関係はありません。沼田功氏は、東京証券取引所の定めに基づく、独立役員であります。

ⅱ．他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ⅲ．当事業年度における主な活動状況

区分・氏名	出　席・発　言　状　況
監査役　堀内雅生	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に財務・経理・税務・内部統制に関する豊富な経験、知識に基づく助言、提言を行っております。
監査役　沼田功	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に会社経営・株式市場に関する豊富な経験、知識に基づく助言、提言を行っております。

ⅳ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支　払　額
公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	75百万円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	2百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	77百万円

(注) １．当社及び子会社のうち、会計監査人設置会社につきましては、有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

システムリスク管理体制に関する外部監査等であります。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り、「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会に請求し、取締役会はそれを審議いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、取締役会により全社的に統括する責任者が取締役の中から任命され、文書取扱規程、機密情報取扱規程、個人情報保護規程、インサイダー情報管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的記録により、保存しております。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理につき、緊急時対応規程において具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備しております。また、内部監査室は、内部監査規程に基づき、組織横断的なリスクの状況把握、監視を行い、定期的に取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告しております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性につき、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標を担当取締役が定め、定期的に管理会計手法を用いて目標の達成をレビューし、結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保するシステムを採用しております。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを経営本部が行い、必要に応じて社内教育、研修を実施しております。また、内部監査室は、監査役会と連携し、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監査を定期的に行い、取締役会に報告しております。

⑤ 株式会社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会は、担当取締役に対し、数値目標を定め、リスクを管理し法令順守体制を構築する権限と責任を与えており、経営本部はこれらを横断的に推進し、管理しております。また、関係会社管理規程を設け、一定の重要事項及びリスク情報に関しては、本社取締役会に対して、事前に報告することを義務づけており、そのうち一定の事項に関しては取締役会の付議事項としております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役会は、内部監査室所属の使用人に、監査業務に必要な補助を依頼することができます。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助者の人事異動につき、監査役会の意見を尊重するものとしております。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項
　取締役、経営本部及び内部監査室は、以下の重要事項を定期的に常勤監査役に報告するものとし、監査役会において、当該報告を提出しております。
(1) 重要な機関決定事項
(2) 経営状況のうち重要な事項
(3) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
(4) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
(5) 重大な法令・定款違反
(6) その他、重要事項

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　監査役会は業務執行取締役及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができるとともに、代表取締役社長、監査法人、法律顧問と意見交換等を実施しております。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

①　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
　当社は、1998年の創業以来、「21世紀を代表する会社を創る」というビジョンのもと、インターネット総合サービス企業として事業展開し、この新しい産業で企業価値・株主共同の利益の向上に努めております。
　当社の企業価値・株主共同の利益を向上させていくためには、豊富なインターネットビジネスの経験に基づき、魅力あるインターネットサービスを供給し続け、当社のブランド価値及びユーザー（生活者・利用者）や広告主から得られる信頼を積み上げていく必要があります。また、多様化するインターネットビジネスのノウハウや経験がある優秀な人材の確保も重要です。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、企業価値の源泉を理解した上で、これを中長期的に確保し、向上することが可能な者である必要があります。
　当社株式について大量買付等がなされる場合、これが企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する大量買付等が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付等を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えます。

② 基本方針の実現のための具体的取組みの内容の概要

ｉ. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、ユーザー（生活者・利用者）及び広告主の両方向に接点を持ったビジネスモデルを特長としており、急激な成長・進化を遂げるインターネットビジネスの中で、双方の需要を敏感に察知し、当社ならではのスピードで常に新しい事業領域を創造し続けると共に、ユーザー及び広告主の信頼を構築しております。こうしたインターネットビジネスに関するノウハウ、経験、知識を持った人材の確保と経営のスピードこそが、当社のインターネット産業において激しい競争を勝ち抜く上での強みになっております。また、こうした強みを維持し続けるために、従業員を中心とする人的資産、企業文化、多数のユーザーに支持される優良コンテンツを生み出す制作力、ブランド価値、ユーザー及び広告主の信頼こそが当社の企業価値の源泉と考えており、ひいては株主共同の利益の源泉であると考えております。

当社は、当社の企業価値の源泉を活かし、「ユーザー及び広告主の信頼向上」「急激な変化を遂げるインターネットビジネスに勝ち抜くノウハウ、経験、知識を持った人材の確保」と「経営のスピード」を継続的に創出する為に、さまざまな施策を実施しております。一つは、自社内での事業開発及び事業拡大を重視し、人材と事業を同時に育成するプログラム「CAJJプログラム」です。事業ステージを業績に応じて５つのステージ（J1～J5）にランク分けし、昇格の期限や降格への明確な基準を設けることにより、新規事業の早期立ち上げを促進すると共に、事業の選択と集中がしやすいプログラムとなっております。二つ目として、経営陣、事業責任者自らが新規事業を創出する会議体「あした会議」や、社員による新規事業プランコンテスト「ジギョつく」の定期的な開催により、多数の新規事業が生まれやすい環境があり、その事業の多くが利益貢献をしております。

また、当社独自の役員交代制度「CA8（シーエーエイト)」を導入しております。建設的な取締役会運営のため取締役の人数を原則８名と定め、２年毎に原則２名の取締役を入れ替えます。この制度は、事業戦略にあわせた役員構成とし、経営人材を多く保有することで強い会社組織体をつくり、業績拡大を目指すため、平成20年より実施しております。

優秀な人材の確保においては、社内異動公募制度「キャリチャレ」等に代表される人事制度の導入や、働きやすい環境作り、長期雇用制度の開発を継続的に行っております。

さらに、企業価値を高める上で不可欠なコーポレート・ガバナンスの充実を目的として、(1) 透明な経営 (2) 強固な管理体制 (3) アカウンタビリティを果たすため、多様な施策を実施しております。ステークホルダーの方々の立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすため、法令のみならず社会規範の遵守及び企業倫理の確立と徹底を目的とした行動規範を定め、役職員等に対し遵守を求めています。取締役会においては、独立性の高い社外監査役２名が出席し、積極的に意見陳述を行うことにより、公正な意思決定が下されるよう、牽制を働かせております。また、当社は監査役会制度を採用し、各監査役が取締役の業務執行の適法性を監査しております。さらに、株主及び投資家に対する公平でタイムリーな情報提供、そして透明な経営を実現するため、積極的且つ迅速な情報開示をおこなっております。

　今後も、当社の企業価値・株主共同の利益の最大化を図るための諸施策を推進してまいります。

ⅱ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

　当社は、平成22年11月４日開催の当社取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」を、株主総会における株主の皆様の承認を条件として、従前の内容に所要の変更を行った上更新することを決議し、平成22年12月17日開催の当社第13回定時株主総会において、当該対応策を更新することの承認を得ております (以下、変更後の当該対応策を「本プラン」といいます。)。

　本プランは、当社株式に対する大量買付等が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

　本プランは、当社が発行者である株券等の20%以上を取得しようとする者が現れた際に、買付者等に事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

　買付者等には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、買付等の内容の検討に必要な情報等を記載した書面を当社に提出していただきます。独立委員会は、提出された情報が必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報の提供を求めることがあります。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、当社取締役会の買付等の内容に対する意見や根拠資料、及び代替案 (もしあれば) 等の提出を求めることがあります。その後、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容や当社取締役会による代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主に対する代替案の提示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、または買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であるなど、本プランに定める要件のいずれかに該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して、買付者等及びその他一定の者（以下、「特定買付者等」といいます。）による権利行使が認められないという行使条件及び当社が特定買付者等以外の者から当社株式と引換えに取得することができる旨の取得条項が付された新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。また、独立委員会は、新株予約権無償割当ての実施を相当と判断する場合でも、新株予約権無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、新株予約権無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施、または不実施の決議を行うものとします。また、当社取締役会は、独立委員会から株主総会の招集、新株予約権無償割当ての実施に関する議案の付議が勧告された場合には株主総会の招集等を行い、当該株主総会において新株予約権無償割当ての実施に関する議案が可決された場合には、新株予約権無償割当ての実施に関する決議を行います。

本プランに従い新株予約権無償割当てが実施された場合において、特定買付者等以外の株主により新株予約権が行使された場合、または当社による新株予約権の取得と引換えに、特定買付者等以外の株主に対して当社株式が交付された場合には、特定買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50％まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、原則として、平成24年９月30日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までです。

③　具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記②ⅰ.に記載した企業価値・株主共同の利益の最大化を図るための諸施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、前記② ii .に記載のとおり、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の承認を得た上で導入・更新されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い者のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家等の助言を得ることができるとされていること、有効期間が２年と定められた上、当社取締役会により何時でも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表 (平成23年９月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**97,414**	**流動負債**	**70,686**
現金及び預金	20,755	支払手形及び買掛金	8,594
受取手形及び売掛金	14,917	短期借入金	220
たな卸資産	184	リース債務	10
営業投資有価証券	3,069	未払法人税等	4,353
外国為替取引顧客預託金	34,023	外国為替取引顧客預り証拠金	47,896
外国為替取引顧客差金	14,170	資産除去債務	6
繰延税金資産	1,538	ポイント引当金	409
その他	8,807	その他	9,196
貸倒引当金	△53	**固定負債**	**2,319**
固定資産	**14,274**	社債	300
有形固定資産	**2,204**	長期借入金	1,515
建物及び構築物	1,378	リース債務	21
減価償却累計額	△603	繰延税金負債	118
建物及び構築物（純額）	775	資産除去債務	364
工具、器具及び備品	4,386	**特別法上の準備金**	**5**
減価償却累計額	△2,977	金融商品取引責任準備金	5
工具、器具及び備品（純額）	1,409	**負債合計**	**73,011**
リース資産	28	(純資産の部)	
減価償却累計額	△8	**株主資本**	**36,958**
リース資産（純額）	19	資本金	7,177
無形固定資産	**6,555**	資本剰余金	5,512
のれん	3,102	利益剰余金	24,268
ソフトウエア	2,507	**その他の包括利益累計額**	**△107**
リース資産	10	その他有価証券評価差額金	76
その他	935	為替換算調整勘定	△183
投資その他の資産	**5,514**	**新株予約権**	**64**
投資有価証券	3,693	**少数株主持分**	**1,761**
長期貸付金	8		
繰延税金資産	382		
その他	1,506		
貸倒引当金	△77	**純資産合計**	**38,677**
資産合計	**111,689**	**負債純資産合計**	**111,689**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成22年10月 1 日から 平成23年 9 月30日まで)

(単位：百万円)

科　　　目	金	額
売上高		**119,578**
売上原価		**73,767**
売上総利益		**45,810**
販売費及び一般管理費		**31,461**
営業利益		**14,349**
営業外収益		
受取利息	27	
受取配当金	3	
投資有価証券評価益	11	
雇用奨励金	13	
その他	45	**100**
営業外費用		
支払利息	45	
持分法による投資損失	53	
消費税等調整額	101	
為替差損	61	
その他	73	**335**
経常利益		**14,114**
特別利益		
投資有価証券売却益	357	
関係会社株式売却益	593	
その他	109	**1,059**
特別損失		
固定資産除却損	243	
減損損失	960	
震災関連費用	159	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	110	
その他	244	**1,718**
税金等調整前当期純利益		**13,455**
法人税、住民税及び事業税	6,179	
法人税等調整額	△285	**5,893**
少数株主損益調整前当期純利益		**7,562**
少数株主利益		239
当期純利益		**7,323**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（平成22年10月１日から 平成23年９月30日まで）

（単位：百万円）

科　　　目	金　　　額
株主資本	
資本金	
前期末残高	6,771
当期変動額	
新株の発行	406
当期変動額合計	406
当期末残高	7,177
資本剰余金	
前期末残高	5,106
当期変動額	
新株の発行	406
当期変動額合計	406
当期末残高	5,512
利益剰余金	
前期末残高	18,374
当期変動額	
剰余金の配当	△1,426
連結子会社等の増加に伴う利益剰余金の減少	△3
当期純利益	7,323
当期変動額合計	5,893
当期末残高	24,268
株主資本合計	
前期末残高	30,252
当期変動額	
新株の発行	812
剰余金の配当	△1,426
連結子会社等の増加に伴う利益剰余金の減少	△3
当期純利益	7,323
当期変動額合計	6,706
当期末残高	36,958
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	24
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	51
当期変動額合計	51
当期末残高	76

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科　　　　目	金　　　　額
為替換算調整勘定	
前期末残高	△121
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△61
当期変動額合計	△61
当期末残高	△183
その他の包括利益累計額合計	
前期末残高	△96
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△10
当期変動額合計	△10
当期末残高	△107
新株予約権	
前期末残高	27
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	36
当期変動額合計	36
当期末残高	64
少数株主持分	
前期末残高	3,281
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,519
当期変動額合計	△1,519
当期末残高	1,761
純資産合計	
前期末残高	33,464
当期変動額	
新株の発行	812
剰余金の配当	△1,426
連結子会社等の増加に伴う利益剰余金の減少	△3
当期純利益	7,323
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,493
当期変動額合計	5,213
当期末残高	38,677

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成23年９月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**24,850**	**流動負債**	**14,459**
現金及び預金	6,722	買掛金	5,623
受取手形	6	１年内返済予定の長期借入金	1,066
売掛金	9,761	未払金	2,434
商品	17	未払費用	345
仕掛品	46	未払法人税等	3,730
貯蔵品	0	未払消費税等	539
営業投資有価証券	2,563	前受金	350
金銭の信託	3,002	預り金	79
前渡金	38	ポイント引当金	7
前払費用	252	その他	281
未収入金	936	**固定負債**	**1,811**
繰延税金資産	856	社債	300
その他	691	長期借入金	1,257
貸倒引当金	△46	資産除去債務	254
固定資産	**14,583**	**負債合計**	**16,270**
有形固定資産	**1,444**	**(純資産の部)**	
建物	745	**株主資本**	**23,287**
減価償却累計額	△166	**資本金**	**7,177**
建物（純額）	578	**資本剰余金**	**5,512**
工具、器具及び備品	2,162	資本準備金	2,264
減価償却累計額	△1,296	その他資本剰余金	3,248
工具、器具及び備品（純額）	865	**利益剰余金**	**10,597**
無形固定資産	**791**	その他利益剰余金	10,597
ソフトウエア	563	繰越利益剰余金	10,597
その他	228	**評価・換算差額等**	**△187**
投資その他の資産	**12,347**	その他有価証券評価差額金	△51
投資有価証券	514	為替換算調整勘定	△136
関係会社株式	10,919	**新株予約権**	**64**
出資金	4		
関係会社長期貸付金	171		
破産更生債権等	28		
敷金・保証金	739		
繰延税金資産	65		
その他	5		
貸倒引当金	△102	**純資産合計**	**23,164**
資産合計	**39,434**	**負債純資産合計**	**39,434**

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（平成22年10月１日から 平成23年９月30日まで）

（単位：百万円）

科　　　目	金　　額	
売上高		**74,136**
売上原価		**52,981**
売上総利益		**21,154**
販売費及び一般管理費		**13,115**
営業利益		**8,039**
営業外収益		
受取利息	12	
有価証券利息	7	
受取配当金	132	
その他	27	**180**
営業外費用		
支払利息	24	
社債利息	10	
貸倒引当金繰入額	30	
その他	30	**95**
経常利益		**8,125**
特別利益		
関係会社株式売却益	561	
その他	96	**657**
特別損失		
固定資産除却損	40	
減損損失	36	
関係会社株式評価損	41	
震災関連費用	118	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	36	
その他	37	**310**
税引前当期純利益		**8,472**
法人税、住民税及び事業税	3,813	
法人税等調整額	△465	**3,347**
当期純利益		**5,125**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（平成22年10月１日から 平成23年９月30日まで）

（単位：百万円）

科　　　目	金　　　額
株主資本	
資本金	
前期末残高	6,771
当期変動額	
新株の発行	406
当期変動額合計	406
当期末残高	7,177
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	1,858
当期変動額	
新株の発行	406
当期変動額合計	406
当期末残高	2,264
その他資本剰余金	
前期末残高	3,248
当期末残高	3,248
資本剰余金合計	
前期末残高	5,106
当期変動額	
新株の発行	406
当期変動額合計	406
当期末残高	5,512
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	6,898
当期変動額	
剰余金の配当	△1,426
当期純利益	5,125
当期変動額合計	3,698
当期末残高	10,597
利益剰余金合計	
前期末残高	6,898
当期変動額	
剰余金の配当	△1,426
当期純利益	5,125
当期変動額合計	3,698
当期末残高	10,597

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

（単位：百万円）

科　　　目	金　　　額
株主資本合計	
前期末残高	18,776
当期変動額	
新株の発行	812
剰余金の配当	△1,426
当期純利益	5,125
当期変動額合計	4,511
当期末残高	23,287
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	19
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△70
当期変動額合計	△70
当期末残高	△51
為替換算調整勘定	
前期末残高	△105
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△31
当期変動額合計	△31
当期末残高	△136
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△85
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△101
当期変動額合計	△101
当期末残高	△187
新株予約権	
前期末残高	27
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	36
当期変動額合計	36
当期末残高	64
純資産合計	
前期末残高	18,718
当期変動額	
新株の発行	812
剰余金の配当	△1,426
当期純利益	5,125
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△65
当期変動額合計	4,446
当期末残高	23,164

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年10月27日

株式会社サイバーエージェント
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉　村　孝　郎　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　早稲田　　宏　㊞

　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社サイバーエージェントの平成22年10月１日から平成23年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバーエージェント及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報
　重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成23年10月27日開催の取締役会において自己株式取得の決議をしている。

　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

平成23年10月27日

株式会社サイバーエージェント
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉　村　孝　郎	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	早稲田　　　宏	㊞

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社サイバーエージェントの平成22年10月１日から平成23年９月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追加情報
　重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成23年10月27日開催の取締役会において自己株式取得の決議をしている。

　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成22年10月１日から平成23年９月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年10月27日

株式会社サイバーエージェント監査役会

常勤監査役　塩　月　燈　子　㊞

監　査　役　堀　内　雅　生　㊞

監　査　役　沼　田　　　功　㊞

（注）　監査役堀内雅生及び監査役沼田功は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、事業の成長、資本効率の改善等による中長期的な株式価値の向上とともに、業績に連動した配当を継続的に実施していきたいと考えております。この配当方針に基づき、第14期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類
金銭といたします。

②　配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金3,500円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は金2,282,878,500円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日
平成23年12月19日といたしたいと存じます。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役沼田功氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　　名 (生　年　月　日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
沼　田　　　功 (昭和39年6月13日生)	昭和63年４月　大和證券㈱　入社 平成12年７月　ファイブアイズ・ネットワークス㈱代表取締役就任(現任) 平成12年12月　当社監査役就任（現任） 平成21年12月　SBL㈱代表取締役就任（現任） 平成23年８月　㈱イメージエポック監査役就任（現任）	321株

（注）１．監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．沼田功氏は、社外監査役候補者であります。
３．沼田功氏につきましては、会社経営・株式市場に関する豊富な経験、知識等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、的確な助言をいただくことにより、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、沼田功氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
４．社外監査役との責任限定契約について
当社と沼田功氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

第３号議案　当社取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

当社取締役に対し、株主価値・企業価値を重視した経営を一層推進することを目的としたストックオプションとしての新株予約権を、本定時株主総会の日から１年以内に発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。このストックオプションに係る報酬額は、既に第６回定時株主総会にてご承認頂いている金銭報酬額とは別枠で、総額2.7億円の範囲にて設定するものであります。

ストックオプションに係る報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、現在の当社取締役の員数は８名であります。

１．取締役に対し、新株予約権を発行する理由

当社は、当社連結業績に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上と経営体質のさらなる強化を図ることを目的とし、当社取締役に対して、職務執行の対価として、以下の２.に記載の新株予約権を発行するものであります。

２．新株予約権の内容

（1）新株予約権の割当対象者

当社取締役８名に割り当てるものとする。

（2）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、2,500株を上限とする。

なお、本定時株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）以降、当社が当社普通株式につき株式分割、株式無償割当または株式併合等を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、本総会決議日以降、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(3) 新株予約権の総数

2,500個を上限とする。

(新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式１株とする。ただし、当社が(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。)

(4) 新株予約権の払込金額

募集新株予約権１個と引換えに払い込む金額（以下、「払込金額」という。）は、割当日における募集新株予約権１個当たりの公正価額（ブラック・ショールズ・モデルにより同日の東京証券取引所の終値をもとに算出）とする。なお、募集新株予約権の対象者が当社に対して有する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込請求権とを割当日において合意相殺する。

以上により、本新株予約権は、募集新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないが、ブラック・ショールズ・モデルにより算出される公正価額発行であり、当該者に特に有利な条件による発行にはあたらない。

(5) 新株予約権の割当日

新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の前日の終値とする。

なお、割当日以降、当社が当社普通株式につき株式分割、株式無償割当または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（転換予約権付株式及び強制転換条項付株式の転換並びに単元未満株式売渡請求権及び新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日以降、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日から２年を経過した日の翌日より８年以内とする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の権利行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、当社従業員、当社子会社取締役並びに当社子会社従業員であることを要するものとする。

(11) 新株予約権の取得条項

次の①、②または③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(12) 募集事項の決定の委任等

上記に定めるもののほか、新株予約権の募集事項及び細目事項については、本定時株主総会後に開催される取締役会決議により定めるものとする。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都渋谷区桜丘町26番１号
　　　　セルリアンタワー東急ホテル内　地下２階ボールルーム
　　　　連絡先　03-3476-3000（ホテル代表番号）

交通のご案内

■ＪＲ山手線・埼京線、東京メトロ銀座線・東京メトロ半蔵門線・東京メトロ副都心線、東急東横線・田園都市線、京王井の頭線の「渋谷駅」より徒歩５分